

議案第39号 小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の題名が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に変更されることに伴い、条例において引用する部分の改正を行うもの。

小松島市事務手数料条例(平成12年小松島市条例第2号)新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） | 備考 |
|---|--|-----------|
| <p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</u> 3,400円</p> | <p>(種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録証の交付又はその更新若しくは再交付手数料</u> 3,400円</p> | <p>改正</p> |

議案第42号 市道の路線の変更について

